

特定行為研修に係る目標値の考え方

令和4年12月5日

第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護師特定行為・研修部会資料
2

■特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例（案）

1

在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- 療養病棟等に1名以上配置する場合の就業者数 等

例

全訪問看護ステーション数：100

うち、看護師が常勤換算で5名以上の訪問看護ステーション数：40

40の訪問看護ステーションに1名以上の修了者：40箇所×1名＝**40名以上**

2

新興感染症等の有事に対応可能な就業者数

【算出例】

- 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に2名以上配置、等）
- 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等

例

特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟数：35

救命救急入院料を算定する病棟数：15

上記の各病棟に最低2名以上の配置：

$$2 \text{名} \times 50 = \mathbf{100\text{名以上}}$$

3

医療機関における看護の質の向上とタスク・シフト/シェアに資する就業者数

【算出例】

- 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ
- 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出
(例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。
 - 高度急性期病棟に各勤務帯1名以上、毎日配置するために必要な人数
 - 外科病棟に日勤帯に1名以上、毎日配置するために必要な人数) 等等)

①～③の合計 + α (その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加)

都道府県ごとの特定行為研修修了者の就業者の目標値

※第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会（令和4年12月5日）資料2 一部改変

特定行為研修に係る「数値目標」の考え方について

「数値目標」算出の考え方（案）

令和5年8月22日
第2回看護人材部会資料

I 2029年度時点における特定行為研修修了者の就業者数全体を推計

- ・指定研修機関（※1）の年間定員数合計 935名 × 定員充足率45.4%（※2）÷ 400名／年
- ・都内の特定行為研修修了者数（R4.12）738名 + （400名×5年間）= 2,738名

⇒2029年度時点における特定行為研修修了者の就業者数：2,738名以上

※1 毎年一定規模の養成が見込まれる定員50名以上の指定研修機関を選定

※2 指定研修機関における特定行為研修の実施状況に係るアンケート（R5.6）

II Iで推計した就業者数のうち、国が示した考慮すべき観点からの就業者数（①～③）、特定行為研修修了者を配置する医療機関等における就業者数（④）を推計

数値目標	①在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進	②新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期治療に対応できる知識と技術を有する看護師の平時からの確保	③看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト／シェアの推進	④その他
算出の考え方	都内看護職員に占める訪問看護ステーションの就業者数に応じた、訪問看護ステーションにおける特定行為研修修了者的人数	有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者的人数（診療報酬の施設基準に係る看護師以外に2名以上配置）	地域の救急医療体制、周産期医療体制又は小児救急医療体制において重要な機能を担うとともに、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する取組を実施する医療機関における特定行為研修修了者的人数	特定行為研修修了者を配置する医療機関等（病院、診療所、介護保険施設、社会福祉施設等）
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・都内訪問看護ステーション就業者数 8,929人／都内看護職員数145,776人 = 6.1%（※ア） ・2029年度時点における特定行為研修修了者の就業者数 2,738名 × 6.1% = 167名 <p>※ア 令和4年看護師等業務従事者届集計報告（速報値）による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定する病棟数：331棟（※イ） ・「救命救急入院料」を算定する病棟数：11棟（※イ） ・上記の各病棟に修了者最低2名以上配置：342棟×2名 = 684名以上 <p>※イ 施設基準を算定する病棟数は「R4年度病床機能報告」による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域医療体制確保加算」を算定する医療機関数：126施設（※ウ） ・これらの医療機関が労働時間短縮に向けた取組として、修了者最低2名以上配置：126施設×2名 = 252名以上 <p>※ウ 施設基準を算定する医療機関数は、施設基準の届出受理状況（R5.6.1現在）による。</p>	
計		1,103名		1,635名

特定行為研修に係る「数値目標」の考え方について

「数値目標」算出の考え方（修正案）

✓ 2029年度時点における特定行為研修修了者の就業者数全体を推計

- ・指定研修機関（※1）の年間定員数合計 935名 × 定員充足率45.4%（※2）÷ 400名／年
- ・都内の特定行為研修修了者数（R4.12）738名 + （400名×5年間）= 2,738名

※1 毎年一定規模の養成が見込まれる定員50名以上の指定研修機関を選定

※2 指定研修機関における特定行為研修の実施状況に係るアンケート（R5.6）

2029年度時点における特定行為研修修了者の就業者数：2,738名以上

※ 特定の分野に限らず、特定行為研修修了者を必要と考えている医療機関や施設全体を対象